

1 議案名

徳島県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則について

2 提案理由

通勤手当の支給に関する規則（昭和33年徳島県人事委員会規則6-17）が改正されたことに伴い、所要の整備を行う必要がある。

教育政策課

徳島県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき
市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正について

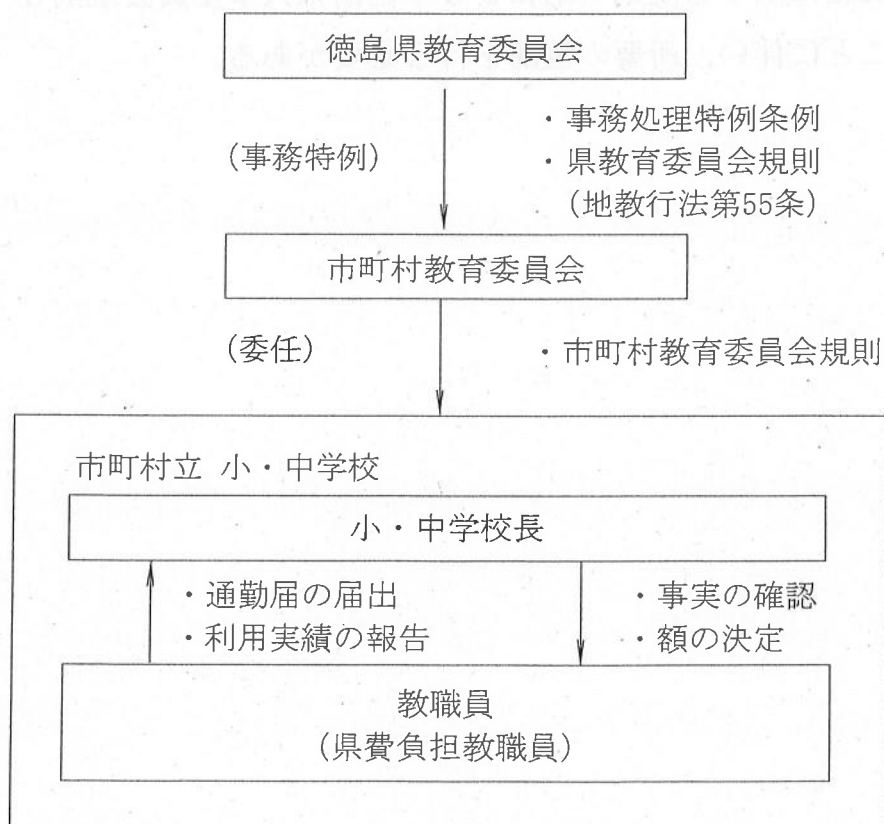
教育政策課

1 改正の理由

特別急行列車等を利用して長距離通勤を行う職員の通勤手当については、経済的負担の軽減を図る観点から、特別料金等の負担割合及び上限を廃止することが適当であると
の県人事委員会からの勧告を踏まえ、通勤手当の支給に関する規則（昭和33年徳島県
人事委員会規則6-17。以下「通勤手当規則」という。）が改正されたことに伴い、
徳島県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲
を定める規則（平成12年徳島県教育委員会規則第1号。以下「県教育委員会規則」と
いう。）に関して所要の整備を行う必要がある。

2 徳島県教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成11年県条例第39号。以下
「事務処理特例条例」という。）における県と市町村の関係

市町村立小・中学校の教職員（県費負担教職員）の給与支給に関する事務については、
県教育委員会が担っているが、通勤手当の支給に関する事務については、事務処理特例
条例に基づき、市町村教育委員会が処理することとなっている。



3 改正の概要

改正後の通勤手当規則では、高速自動車国道及び定期券以外により特別急行列車を利用した者の特別料金に係る通勤手当は、利用実績の報告を確認した上で、支給すべき額を決定することになったため、県教育委員会規則においても同様の改正を行うこととした。（県教育委員会規則第2号）

4 施行期日

平成29年4月1日

<参考1：通勤手当の支給に関する規則（徳島県人事委員会規則6-17）新旧対照表（抜粋）>

改正後	改正前
<p>(高速自動車国道等の利用実績の報告) 第三条の二 前条の規定により特別急行列車等（一般職員給与条例第八条第三項、学校職員給与条例第十一条第三項及び警察職員給与条例第十三条第三項（以下「条例第八条第三項等」という。）に規定する特別急行列車等をいう。以下同じ。）の利用の届出をした職員のうち、通勤のため、高速自動車国道を利用したもの及び通勤用定期乗車券以外の乗車券により特別急行列車を利用したもの（以下「高速自動車国道の利用者等」という。）は、月の初日から末日までの期間の利用実績について、その利用の事実を確認できる書類を添えて書面によりその月の翌月に任命権者に報告するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(確認及び決定) 第四条 任命権者は、職員から第三条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるもの及び第八条第一項第三号に規定する利用契約に係る契約書を含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が通勤手当支給職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額（高速自動車国道の利用者等にあつては、特別急行列車等に係る通勤手当以外の通勤手当の額及び特別急行列車等に係る利用区間）を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p>2 任命権者は、高速自動車国道の利用者等から前条の規定による高速自動車国道等の利用実績の報告があつたときは、その報告に係る事実を確認し、その者に支給すべき特別急行列車等に係る通勤手当の額（当該報告に係るものに限る。）を決定しなければならない。</p>	<p>(確認及び決定) 第四条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるもの及び第八条第三号に規定する契約書を含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が通勤手当支給職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額_____を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p>(新設)</p>

<参考2：第4条第1項と第2項の関係>

<p>①通勤手当の支給に関する規則第4条第1項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速利用者等以外の者：通勤手当の額の決定又は改定 ・高速利用者等：高速等に係る通勤手当以外通勤手当の額＋高速等の利用区間の決定又は改定 <p>②通勤手当の支給に関する規則第4条第2項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速利用者等：利用実績を基に高速等に係る通勤手当を決定
--

条 例 等 立 案 表

<p>題 名 徳島県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則</p>	<p>課 (室) 名 教 育 政 策 課</p>
	<p>担当者名 青 木 豊 泰</p>
	<p>電話番号 三 二 〇 八</p>
<p>提案理由 通勤手当の支給に関する規則（昭和三十二年徳島県人事委員会規則六一一七）が改正されたことに伴い、所要の整備を行う必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 市町村が処理をする通勤手当の支給に関する事務のうち、特別急行列車等に係る通勤手当については、毎月の利用実績を確認した上で、支給すべき額を決定することとした。 二 この規則は、平成二十九年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>考 備</p>
<p>関係法規 徳島県教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十九号） 通勤手当の支給に関する規則（昭和三十二年徳島県人事委員会規則六一一七）</p>	
<p>法令審査会 <input checked="" type="checkbox"/> 要 ・ 否</p>	

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年 月 日

徳島県教育委員会

教育長 美 馬 持 仁

徳島県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年徳島県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二号中「第四条」を「第四条第一項及び第二項」に改め、「人事委員会規則第三条の通勤届に係る」を削り、「月額」を「額」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

徳島県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年徳島県教育委員会規則第一号） 新旧対照表

改正案	現 行
<p>徳島県教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十九号）第二条の規定に基づき、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百二十五号）第一条に規定する職員に係る徳島県教育委員会の権限に属する事務のうち、通勤手当の支給に関する規則（昭和二十三年徳島県人事委員会規則六十七。以下「人事委員会規則」という。）の次に掲げる事務は、各市町村が処理することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 人事委員会規則第四条第一項及び第二項の規定による 事実の確認及び支給すべき 通勤手当の <u>額</u> の決定又は改定</p> <p>三・四 （略）</p>	<p>徳島県教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十九号）第二条の規定に基づき、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百二十五号）第一条に規定する職員に係る徳島県教育委員会の権限に属する事務のうち、通勤手当の支給に関する規則（昭和二十三年徳島県人事委員会規則六十七。以下「人事委員会規則」という。）の次に掲げる事務は、各市町村が処理することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 人事委員会規則第四条 <u>の</u>規定による人事委員会規則第三条の通勤届に係る事実の確認及び支給すべき通勤手当の <u>月額</u> の決定又は改定</p> <p>三・四 （略）</p>